



雇用

2025 年 4 月 22 日

ラジャ&タン法律事務所（タイ）は、2025 年 3 月 28 日に発生し、タイ周辺地域に多大な影響を及ぼした地震について、「企業と地域社会のための危機後の法的戦略」を作成しました。本ニュースレターは、2025 年 3 月 28 日に発生した地震から生じる重要な問題に対して、Q&A をベースにした実践的な回答を提供することを目的としております。

自然災害の発生後には、ビジネスにおいても個人においても、法的な状況を把握することが非常に難しくなります。幅広いトピックについて寄せられた多数の質問にお答えするため、「The Recovery Brief」シリーズの第二弾として、「タイの地震に伴う雇用への影響—雇用主のためのガイダンス」と題した最新のトピックに関する記事をご用意いたしました。

本稿が皆様のご参考になれば幸いです。

タイの地震に伴う雇用への影響—雇用主のためのガイダンス

背景

2025年3月28日に発生した地震は、タイ全土のビジネスに影響を及ぼしています。物理的なインフラ被害や景気後退により、雇用主は一時的な事業停止や恒久的なオフィスの閉鎖といった困難な選択肢を検討せざるを得ないかもしれません。このような決定は、タイの労働法上、重大な法的意味を持ちます。本稿では、この自然災害から生じる雇用法上の留意点について、特に一時的な事業停止や事業停止を余儀なくされた場合の従業員の解雇に関する法的要件に焦点を当てながら検討します。

労働者保護法第75条に基づく一時的業務停止について

雇用主が地震被害により一時的に業務を停止する必要がある場合、労働者保護法 B.E. 2541(1998)(改正法)(以下「LPA」といいます。)第75条に従わなければなりません。この規定は、雇用主が通常通り事業を営むことができない「必要性」(これは「不可抗力」ではない点に注意が必要です。)を証明することを求めていきます。

LPAは、同第75条において「必要性」の定義を明確にしていないため、裁判所は、特定の状況が要件に該当するかどうかをケースバイケースで判断することになります。過去の最高裁判決は、顧客のキャンセルや注文の減少といった要因が一時的な営業停止の必要性に該当する可能性があることを示唆しています。LPA 第75条に基づき営業を一時停止する場合、雇用主は少なくとも3営業日前までに従業員と労働監督官の双方に書面で通知しなければなりません。営業停止期間中、雇用主は従業員に対し、少なくとも賃金の75% (営業停止前の従業員の労働日に対する日割賃金に基づく) を支払う義務があります。

「必要性」と「不可抗力」

LPA 第75条に基づく「必要性」は、特に「不可抗力」の事象を除外していることに留意することが重要です。タイ民商法(以下「CCC」といいます。)第8条によると、不可抗力とは、自然災害等の被害を受けた人がその立場や状況にある人に期待される合理的な予防策を講じていたとしても防止できない事象と定義されています。

これらの概念の区別は、コロナ禍のホテル閉鎖に関する専門控訴裁判所の判決である no.435/2564 にも表れています。この事件の概要は以下の通りです。

1. プーケット県知事は、2020年4月4日から2020年5月31日までの期間中(以下「当該期間」)、ホテルの営業を完全に禁止する命令を出した。裁判所は当該期間中、ホテルが閉鎖され、地域内での旅行が禁止されたことは、雇用主が防ぐことができなかった出来事であると判断した。このような状況は、ホテルの営業を完全に妨げるものであった。したがって、裁判所は、この期間中の雇用主の一時的な営業停止は、CCC第8条に基づく「不可抗力」に該当し、雇用主はこの期間中の従業員への賃金支払義務を免除されると結論づけた。
2. プーケット県知事が2020年6月1日からホテルの営業再開を許可し、地域内での旅行を許可する命令を出した時点で、雇用主が2020年6月1日以降も継続していた営業停止はもはや予防不可能な出来事や不可抗力とは見なされなくなった。とはいえ、外国人観光客の不足を理由とする当該期間中の

雇用主の一時的な営業停止は、LPA 第 75 条に基づく一時的な営業停止の「必要性」があったものとみなされる可能性がある。よって、雇用主は LPA 第 75 条に基づき、2020 年 6 月 1 日からの営業停止期間中の賃金の 75% を従業員に支払う義務がある。

地震の状況への適用

地震による事業の中止が、CCC 第 8 条の不可抗力または LPA 第 75 条の必要性に該当するかどうかは、事業の種類や損害の程度などの要素を総合考慮し、ケースバイケースで判断されます。たとえば、

1. 政府から現場での作業が不可欠である事業所の閉鎖が命じられた場合、雇用主は閉鎖が回避不可能であったとして、これが不可抗力に該当すると主張することができます。この場合、雇用主は不可抗力発生中の従業員への賃金支払い義務を免れることになります。
2. 逆に、地震被害が雇用主の業務に影響を及ぼしたとしても、事業活動を完全にできなくさせるような予防不可能な要因（政府による強制的な閉鎖など）がない場合、不可抗力は適用されない可能性があります。しかし、地震被害により雇用主が通常の事業運営を行えない場合は、LPA 第 75 条による「必要性」に該当する可能性があります。その場合には、雇用主は被災した従業員に対し、休業期間中 75% の賃金を支払う必要があります。

事業停止による従業員の解雇

恒久的なオフィスの閉鎖と従業員の解雇を必要とする事情がある場合、雇用主は以下の対応をしなければなりません。

1. 該当する従業員への適切な解雇通知（または通知に代わる支払い）の提供
 - 通知期間の下限 : 少なくとも 1 賃金期日以上
 - 通知期間の上限 : 3 カ月（1 賃金期日がこの期間を超える場合も含む）
2. 従業員に対する以下の支払い
 - 当該従業員の勤続年数に基づく解雇補償金
 - 未払給与
 - 未使用の有給休暇に対する補償
 - 雇用契約または就業規則に規定されている追加手当

おわりに

これらの法的要件を理解すれば、雇用主はタイの労働法を遵守しながら、地震の発生に伴って避けがたい雇用に関する困難な決定を下すことができるでしょう。

なお、「The Recovery Brief」シリーズの第一弾である「直近の地震で生じた建設および保険に関する 9 つの重要な質問」は[こちら](#)からアクセスすることができます。

Contact

Saroj Jongsaritwang

PARTNER

D +66 89 106 7979

saroj.jongsaritwang@rajahtann.com

Contribution Note

本稿は、Rajah & Tann (Thailand) Limited に所属するタイ法弁護士である **Sappaya Surakitjakorn** (アソシエイト) の協力のもと、上記パートナー弁護士の **Saroj Jongsaritwang** が寄稿いたしました。また、日本法弁護士川口章太が日本語訳を担当いたしました。

ご意見・ご質問等がございましたら、bangkok@rajahtann.com までお気軽にお問い合わせください。

Regional Contacts

Cambodia

Rajah & Tann Sok & Heng Law Office

T +855 23 963 112 | +855 23 963 113
kh.rajahtannasia.com

China

Rajah & Tann Singapore LLP
 Representative Offices

Shanghai Representative Office
 T +86 21 6120 8818
 F +86 21 6120 8820

Shenzhen Representative Office
 T +86 755 8898 0230
cn.rajahtannasia.com

Indonesia

Assegaf Hamzah & Partners

Jakarta Office
 T +62 21 2555 7800
 F +62 21 2555 7899

Surabaya Office
 T +62 31 5116 4550
 F +62 31 5116 4560
www.ahp.co.id

Lao PDR

Rajah & Tann (Laos) Co., Ltd.

T +856 21 454 239
 F +856 21 285 261
la.rajahtannasia.com

Malaysia

Christopher & Lee Ong

T +603 2273 1919
 F +603 2273 8310
www.christopherleeong.com

Rajah & Tann Asia is a network of legal practices based in Asia.

Member firms are independently constituted and regulated in accordance with relevant local legal requirements. Services provided by a member firm are governed by the terms of engagement between the member firm and the client.

This update is solely intended to provide general information and does not provide any advice or create any relationship, whether legally binding or otherwise. Rajah & Tann Asia and its member firms do not accept, and fully disclaim, responsibility for any loss or damage which may result from accessing or relying on this update.

Myanmar

Rajah & Tann Myanmar Company Limited

T +951 9253750
mm.rajahtannasia.com

Philippines

Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio
 (C&G Law)

T +632 8248 5250
www.cagatlaw.com

Singapore

Rajah & Tann Singapore LLP

T +65 6535 3600
sg.rajahtannasia.com

Thailand

Rajah & Tann (Thailand) Limited

T +66 2656 1991
 F +66 2656 0833
th.rajahtannasia.com

Vietnam

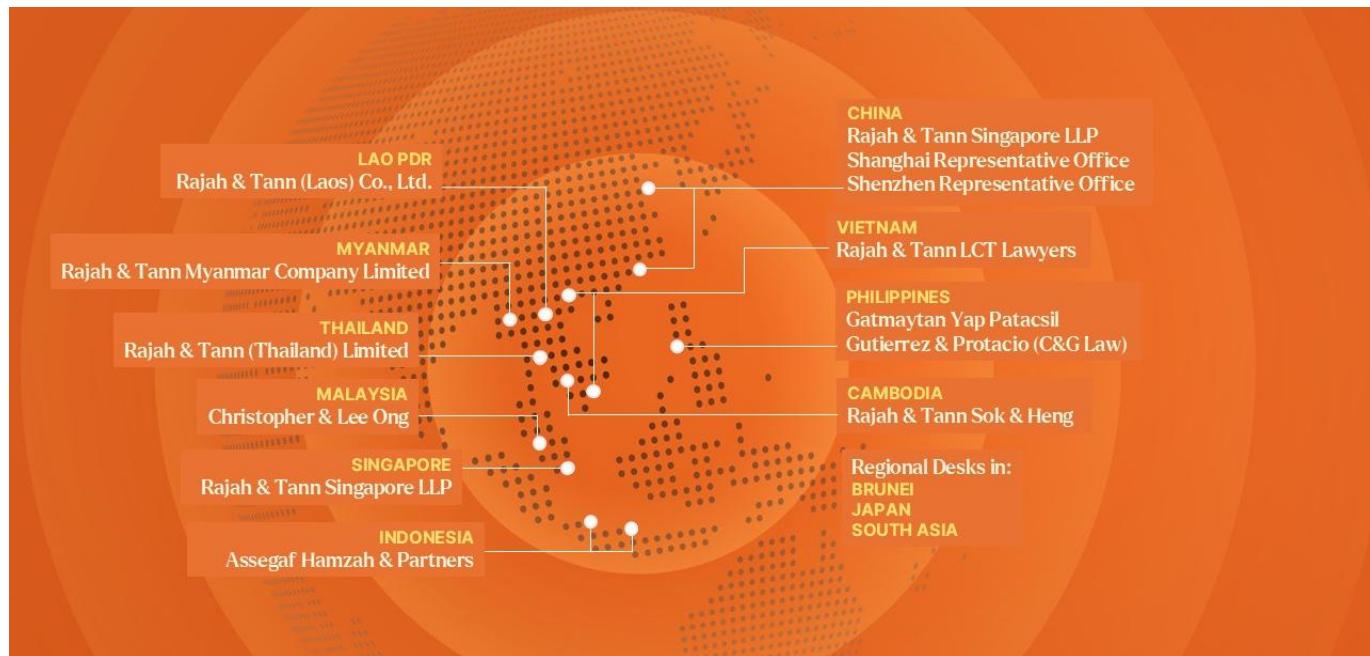
Rajah & Tann LCT Lawyers

Ho Chi Minh City Office
 T +84 28 3821 2382
 F +84 28 3520 8206

Hanoi Office

T +84 24 3267 6127 | +84 24 3267 6128
vn.rajahtannasia.com

Our Regional Presence



Rajah & Tann (Thailand) Limited is a full service Thai law firm which has the expertise and resources, both international and local, to assist and support you on a wide range of legal services, including representation in the Thai courts, in international and domestic arbitration, contentious and non-contentious banking matters, foreign direct investment, general corporate and commercial matters for foreign and local investors (i.e. establishment of companies, branch offices and representative offices and handling applications for miscellaneous licenses, permits and approvals).

Rajah & Tann (Thailand) Limited is part of Rajah & Tann Asia, a network of local law firms in Cambodia, China, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, the Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam. Our Asian network also includes regional desks focused on Japan and South Asia.

The contents of this Update are owned by Rajah & Tann (Thailand) Limited and subject to copyright protection under the laws of Thailand and, through international treaties, other countries. No part of this Update may be reproduced, licensed, sold, published, transmitted, modified, adapted, publicly displayed, broadcast (including storage in any medium by electronic means whether or not transiently for any purpose save as permitted herein) without the prior written permission of Rajah & Tann (Thailand) Limited.

Please note also that whilst the information in this Update is correct to the best of our knowledge and belief at the time of writing, it is only intended to provide a general guide to the subject matter and should not be treated as a substitute for specific professional advice for any particular course of action as such information may not suit your specific business and operational requirements. It is to your advantage to seek legal advice for your specific situation. In this regard, you may contact the lawyer you normally deal with in Rajah & Tann (Thailand) Limited.